

第1章 釧路市の環境行政

■ 釧路市環境基本条例

本市は、平成12年（2000年）3月に「釧路市環境基本条例」を制定しました。その後、平成17年（2005年）10月に阿寒町、音別町と合併して新しい釧路市へ引き継がれました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的な事柄を定めています。

環境基本条例の主な内容

- (1) 基本理念、施策の基本方針
- (2) 市民、事業者、市の責務
- (3) 環境基本計画・環境白書
- (4) 基本的な施策
- (5) 環境審議会

■ 第2次釧路市環境基本計画

本市は、令和3年（2021年）3月に「第2次釧路市環境基本計画」を策定しました。これは「釧路市環境基本条例」に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

なお、本計画は地球温暖化対策の一体的な推進を図るため、「釧路市地球温暖化地域推進計画」を包含しています。

本計画の策定後、地球温暖化対策をめぐる国の政策見直しや気候変動の影響に対応するため、令和6年（2024年）3月に本計画を改定しました。

本計画の改定で基本目標「低炭素社会の形成」を「脱炭素社会の形成」に改め、基本施策に気候変動適応策を追加しました。この施策は、気候変動法に基づき策定した「釧路市気候変動適応計画」にあたり、本計画に包含する個別計画となります。

(1) 計画の期間

令和3年度（2021年度）から
令和12年度（2030年度）までの10年間

(2) 望ましい環境像

市民、事業者、市が同じ方向性をもって計画を推進していくため、本市がめざす将来のあるべき姿を望ましい環境像として設定しています。

(3) 施策の体系

望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標と指標を定め、各種施策を展開しています。

(4) 進行管理

本市の環境施策を計画的に推進するため、環境対策推進会議を設置して、庁内各部局と連携を図ります。年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめた「釧路市環境白書」を作成し、環境審議会に報告します。

望ましい環境像

人と自然がつながる、
未来へつながる
環境都市くしろ



望ましい環境像を実現するための5つの基本目標

基本目標	基本施策	施策の方向性
脱炭素社会の形成	地球温暖化防止対策 【釧路市地球温暖化対策地域推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギーの有効利用の推進 ■ 温暖化防止のための行動の推進 ■ 脱炭素型のまちづくりの推進 ■ 循環型社会の形成 ■ 地球温暖化対策の総合的・効果的な推進
	気候変動適応策 【釧路市気候変動適応計画】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動適応策の推進
循環型社会の形成	ごみの減量化とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの減量化とリサイクルの推進 ■ バイオマスの利活用
	ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの適正処理の推進 ■ ポイ捨て・不法投棄の防止
自然との共生社会の実現	生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境の保全 ■ 鳥獣保護・管理の推進 ■ 地域の自然に対する理解と発信
	自然の持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持続可能な農林水産業の推進 ■ 歴史・文化的環境の保全
住み良い生活環境の確保	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気汚染・悪臭の防止
	水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水質汚濁の防止
	音環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 騒音・振動の防止
	快適な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公害防止対策 ■ 有害化学物質汚染の防止
	良好な景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な景観の形成
	ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化による環境保全 ■ 健康、レクリエーション機能の維持
環境教育・環境保全活動の推進	環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校における環境教育の推進 ■ 環境保全意識の向上 ■ 環境情報の充実
	環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協働による環境保全活動の推進 ■ 市民などによる環境保全活動への支援

計画とSDGsとの関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、17の目標と

169のターゲットから構成されています。

本計画に基づく取り組みはSDGsで示されている17のゴール達成に貢献するものでもあることから、基本目標ごとにSDGsとの関連性を示し、SDGsの概念の理解促進や市民・事業者への率先的な取り組みを促していきます。

基本目標	2 食料	3 健康/福祉	4 教育	6 水	7 エネルギー	8 経済	9 技術革新	11 まちづくり	12 生産/消費責任	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸域生態系	17 パートナースhip
脱炭素社会の形成		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
循環型社会の形成								●	●		●	●	
自然との共生社会の実現	●			●				●		●	●	●	●
住み良い生活環境の確保		●		●		●		●	●	●	●	●	●
環境教育・環境保全活動の推進			●			●		●	●	●			●